

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第62号

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100平方メートル」を「山ろく型及び岸辺型的美観地区にあっては100平方メートル、沿道型的美観形成地区（五条通地区に限る。）にあっては1,000平方メートル」に改める。

別表第3山ろく型的美観地区の項中「ごとに」を「当たり」に、「2本」を「2本以上」に改め、同表岸辺型的美観地区の項を次のように改める。

岸辺型的美観地区	一般地区	建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、河川に沿って、3メートル当たり高木1本以上又は2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。
	歴史的町並み地区	建築物又は工作物と河川との間に空地となる部分がある場合にあつては、河川に沿って、町並みの景観の連続性に配慮した植栽が行われていること。
沿道型的美観形成地区	五条通地区	敷地内に高さが20メートルを超える建築物を建築する場合は、五条通に沿って、8メートル当たり高木1本以上若しくは中木3本以上の植栽を行い、又は8平方メートル以上の緑地を設けること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行

	い、又は緑地を設けることが困難であると認められるときは、この限りでない。
--	--------------------------------------

別表第3に備考として次のように加える。

3 「緑地」とは、高さが1メートル未満の樹木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地をいう。

附 則

この規則は、京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第30号）の施行の日から施行する。

（都市計画局都市景観部景観政策課）